

入札監理小委員会  
第705回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第705回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年10月27日（金）13：10～13：34

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

○現場技術業務（内閣府、農林水産省）、発注者支援業務（監督支援業務）（国土交通省）

### 3. 閉会

### <出席者>

関野主査、梅木副主査、小尾副主査、井熊専門委員、加藤専門委員、宮崎専門委員

#### （農林水産省）

農村振興局 整備部設計課施工企画調整室 土屋室長

北海道開発局 農業水産部農業設計課 正野課長補佐

#### （事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○事務局 ただいまから第705回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、現場技術業務の実施要項（案）について、農林水産省農林振興局整備部設計課施工企画調整室、土屋室長から御説明をお願いしたいと思います。

○土屋室長 ただいま御紹介いただきました農林水産省農村振興局整備部の設計課施工室長をしております土屋と申します。本日はよろしく願いいたします。

それでは、私から、現場技術業務の民間競争入札の実施要項（案）につきまして御説明申し上げます。

まず、資料ですけれども、資料の右肩にA-3と書かれたもの、横紙のカラーのものかと思えますけれども、そちらで業務の概要を御説明させていただきまして、その後に、同じく右肩に資料A-2-1となっております資料で、現場技術業務の民間競争入札実施要項（案）について御説明させていただきたいと思えます。

それでは、まず、資料A-3を御覧になっていただけますでしょうか。横紙の表になってございます。こちらの資料が現場技術業務等の業務内容となっております。左上のタイトルの下に、概要を記載してございますけれども、こちらに記載のとおり、現場技術業務につきましては、農林水産省と沖縄総合事務局におきまして、国営土地改良事業の執行におきまして、事業の促進または公共工事の品質確保を目的といたしまして、工事の設計、監督、また、関係機関との協議、事業実施に関する作業を行うものとなっております。

資料の中央の図を御覧ください。こちらの記載の中身が事業所が行う業務でございませけれども、事業所自らが行う事業の進捗管理や予算管理、また、契約手続など以外の業務につきまして、民間事業者と連携して行う業務といたしまして、現場技術業務として実施しているところでございます。

このうち、茶色で書いてございますが、監督支援型というのがこのボックスの中身でございませけれども、積算資料の作成や工事の施工管理、また、各種協議資料の作成、事業実施に関する資料等の作成といった監督員が行う作業の補助というものが業務の内容となっております。

一方、事業促進型、左側でございますピンク色のボックスのところでございますけれども、監督支援型の業務に加えまして、調査・測量・設計業務に関する調整、工事に関する調整なり地元への説明、関係機関との協議・調整など、これまで事業所が行っていた業務、特に協議・調整に関する業務を発注者と民間事業者が連携して行うものになります。なお、業務に関する最終判断につきましては、発注者の権限となっております。

資料の右側に写真を3枚掲載してございますけれども、こちらが業務のイメージになります。検測という形で実際にできたものの長さを図ったりとか、また、協議資料をつくったりという中身となっております。

後ほど、北海道開発局から御説明があるかと思っておりますけれども、資料A-3の下に記載のありますとおり、発注者支援業務が監督支援業務として北海道開発においても実施されているという形になってございます。

続きまして、資料A-2-1を御覧ください。こちらの資料に基づきまして、現場技術の民間競争入札の実施要項(案)の変更点を中心に御説明させていただければと思います。

まず、15/86ページを御覧になってください。2番の実施期間に関する事項ということで、令和6年度から実施する現場技術業務の実施期間といたしまして、2か年と3か年の複数年契約を予定しているところでございます。件数といたしましては、2か年が12件、3か年は1件、合計で13件を予定してございます。4か年以上の複数年度の契約につきましては、今のところ実施の予定はございません。

次に、19/86ページを御覧になってください。3-5配置予定の技術者の資格要件になっているのですが、配置可能な技術者の要件を変更して、配置可能な技術者要件を緩和してございます。監督支援型の管理業務につきましては、黄色のマーカーを引かせていただいておりますけれども、畑地かんがい技士と農業水利施設補修工事品質管理士(コンクリート構造物分野)の資格を追加してございます。ただし、畑地かんがいの技士におきましては、畑地かんがいの工事に関する現場技術業務、また、農業水利施設補修工事品質管理士のコンクリート構造物分野につきましては、農業水利施設補修工事のコンクリート構造物の工事に関する現場技術業務に限定という形になってございます。

現場技術者の資格要件につきましては、技術士の総合技術管理部門、こちらはまた細分化されていまして、農業分野の農業土木、農業分野の農業農村工学分野と技術士の農業部門、こちらは農業土木または農業農村工学に限ってございます。これらについて、管理技術者と同様に業務は限定しておりますけれども、畑地かんがい技士の資格も追加してございます。

次に、20/86ページに移っていただきまして、事業促進型の管理技術者及び主任技術者の調査・測量・設計担当部門につきましては、農業用ため池に関する業務に限定し、実施するものとなりますが、農業用ため池管理保全技士の資格を追加してございます。

続きまして、81/86ページを御覧ください。こちらは、技術提案書の評価基準の標

準例となっております。ここで追加したのが黄色のマーカーのところですが、技術士（CPD認定）の評価を加点項目として追加してございます。技術士（CPD認定）というものは、技術士の社会的な信用度を高め、活用、促進するため、長期間連続して一定以上のCPD実績が認められる場合に、申請により認定されているものでございます。業務の品質管理、また、向上に寄与するものとして、評価項目に追加したのとなつてございます。

以上で、現場技術業務民間競争入札実施要項（案）の説明を終わらせていただきます。

北海道開発局からは、発注者支援業務につきまして、引き続き、説明いただければと思います。

○正野課長補佐 続きまして、北海道開発局から説明いたします。私は、国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課の正野と申します。

資料に基づいて説明させていただきます。先ほどの農林水産省の説明に続きまして、A-3の資料をお手元に用意ください。カラフルなポンチ絵になってございます。この資料の一番下ほどになるのですけれども、緑色で、発注者支援業務（監督支援業務）と記載している箇所でございます。

業務内容といたしましては、北海道開発局における国営土地改良事業に関する工事实施の監督補助を行うことにより、工事の円滑な履行及び品質の確保を図るために行っているものでございます。

業務の内容は、①請負工事の契約の履行に必要な資料作成等、②請負工事の施工状況の照合等、③地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成、④工事検査等への臨場、⑤積算参考資料等の作成を行う業務でございます。

ここで、次年度の発注予定でございますけれども、令和6年度につきましては、単年度17件の業務の発注を予定しているところでございます。

続きまして、資料A-2-2、実施要項について説明いたします。お手元に資料2-2を御用意いただければと思います。

変更点を中心に説明いたします。まず、資料A-2-2の9/62ページを御覧ください。黄色でハッチングしているところで、3-2. 設計共同体についてでございます。今般、入札参加資格に関する事項といたしまして、競争性確保の観点から、企業の参加資格に設計共同体を追加したものでございます。設計共同体は、単体企業で必要な要件を満たしている者により構成されるもので、設計共同体の参加を認めることにより、新規参入に

つなげることを狙ったものでございます。

続きまして、資料11/62ページを御覧ください。黄色でハッチングしているところでございますけれども、設計共同体では、業務の責任分担を明確にする必要がありますので、1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施できないこととしてございます。

続きまして、資料15/62ページを御覧ください。黄色でハッチングしているところでございます。予定担当技術者に求める資格要件を記載しております。これまで当局では、技術士、一級土木施工管理技士、農業土木技術管理士などといった資格要件を担当技術者に求めておりました。今般、担当技術者が不足していることを受けまして、大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高卒後11年以上の実務経験を有する者という要件を設けてございます。これは、資格がなくとも実務経験があれば担当技術者になれるという要件を緩和したものでございます。その他、赤字見え消しで表示しているところもございますが、御説明いたしました要件緩和に伴う様式の修正ですとか、年度の修正、更新でございます。

以上で、発注者支援業務の説明を終わります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。

パブコメで6者から意見が来ているということですが、既存事業者でないところからのパブコメは来ている状況でしょうか。

○土屋室長 御質問ありがとうございます。

まず、パブコメの質問は15件来てございまして、そのうち個人の方から8件でございますので、この8件がどちらの方かというのが、実はちょっとよく分からないところではございます。ですので、業者でない方も来て、質問いただいているのかなと思っております。

○小尾副主査 パブコメの中に、入札公告の時期が遅いという指摘を受けている部分があって、今回の修正はなかなか難しいかとは思いますが、何でこんな遅いのでしょうか。いわゆる公告を出してから大体3か月ぐらいしかないので、事業者からすると、人材の確保は結構難しいような気がします。そのため、本来ならもっと早く公告を出してあげたほうが良いのではないかと思います。何か理由があるのでしょうか。

○土屋室長 特段、遅く出す理由はないと思います。業務ですので、当方といたしまして

も、早期に発注するよという指導なり指示はしているところ。

○小尾副主査、今から早めるわけにはいかないかもしれないですけども、今後もし継続した場合には、少し考慮すべきポイントかとは思いますが、考慮いただければと思います。

○土屋室長 御指摘ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりだと思いますので、そちらは、今後できる限り早めに出すように努めてまいります。

○加藤専門委員 御説明ありがとうございます。

資料A-2-1の19/86の現場技術員(A)で追加していただいたところですけども、それぞれ技術士の総合技術監理部門と技術士、どちらも資格取得後5年以上の実務経験とありますが、これだと技術士は恐らく大卒が技術士補を持って4年なので、大卒で技術士補が取れて、最速で5年目ぐらいになって、5年というと大卒後、最短で10年のキャリアということですし、総合技術管理部門だともっと長いキャリアになると思うのです。一方で大卒後8年の実務経験を有する者となっていて、追加していても、特に緩和されていないと思うのです。5年以上にした理由は何かあるのですか。

○土屋室長 ある程度実務経験を有する者でないと、なかなか業務も難しいかということ、5年以上を設定してございますけれども、あと、確かにほかの試験、資格を増やしてございます。ただ、増やすことによって、あまり効果はないのではないかと御指摘もあるかと思いますが、実際、技術士の試験自体、非常に難しいですし、また、その総合技術管理部門になるともう少し難しくなりますので、そういう面では、畑地かんがいと農業水利施設補修工事品質管理士(コンクリート構造物分野)に関しましては、こちらの業務をやっている方という、得意な方が採れば、裾野は増えていくかなと考えてございます。

○加藤専門委員 大卒8年でそれが一番満たしやすい条件になっているような気がするのです。技術士取って5年だと、大卒最短でも10年です。

○土屋室長 失礼いたしました。質問の御趣旨はよく分かりました。つまり、大卒8年がすごく早いので、それと、この技術士のほうを取っていると、それはもうクリアしているのではなかろうかということですね。

○加藤専門委員 そうです。

○土屋室長 この5年以上というのが要らないということですね。

○加藤専門委員 5年以上というのはどこから来たのでしょうか。今回、緩和されたとい

うような趣旨であれば、実は緩和になっていないのではないかと。例えば技術士を持っていれば、持っていない場合は8年だけれども、持っていれば、例えば技術士だったら最短で5年目、6年目の人が申し込めるということになると、資格を持っていれば、もう少し経験が短くてもいけますというのは緩和になっている気がするのです。

○土屋室長 そうですね。今、技術士も、先ほど技術士補を取られてから技術士を取る必要がありますけれども、大学によってはJABEE教育を認定していれば、大学と同時に技術士補は有した形になり、すぐに技術士の試験、実務経験4年ぐらいは必要ですけれども、3年で技術士を取れば、若干は緩くなっているかなということもございますので。ただ、そうなったとしても、確かに5年以上となってしまいますと一緒だろうという話になってしまいますので、ちょっとこれは考えさせていただきます。御指摘どうもありがとうございます。

○加藤専門委員 お願いします。

○井熊専門委員 今回はこれで良いのではないかと思いますのですけれども、これでも非常に難しい場合に、今、加藤先生に御指摘いただいた資格の部分というのは、抜本的に考えておく必要があるのかもしれないと思います。というのは、技術士を持っている人というのは会社の中で中心的に仕事をされているような方で、今回実施しているのは軽微な補佐補助の業務で、求めている資格と行う仕事が本当に合っているのかどうか。一般的に実務の経験さえあればできるのではないかと等、そういうような検討というの、今回実施して結果が出なかった場合、もう1回考えていく必要があるのではないかと思います。

○土屋室長 御指摘ありがとうございます。まさしくそのような観点もあろうと思いますので、今後、その中身、検討させていただければと思います。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 御議論ありがとうございます。様々な意見の中で、公告期間の検討や資格要件の抜本的な変更の検討がございましたが、実施要項（案）にかかる意見については1件と理解しております。現場技術業務の現場技術員の資格要件の資格後5年以上の年数につきまして、再度、農林水産省で検討するということで、よろしいでしょうか。ほかに漏れ等がございましたら御指摘いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いします。

○事務局 特にないようですので、関野主査、取りまとめをお願いいたします。



○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、農林水産省におかれましては、引き続き、参加要件等を御検討いただきまして、事務局を通して、各委員が確認した後に、手続を進めるようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○土屋室長 ありがとうございました。検討を進めさせていただきます。

(農林水産省退室)

— 了 —